

ゆたかなくらし



マスコットキャラクター さっち

仙台市消費生活センターのご案内

仙台市消費生活センターでは、消費者が安全に安心して暮らせる「消費者市民社会」を目指して、消費生活に関する相談を受けるとともに、くらしに役立つ情報を提供しています。

また、公正な取引を確保するため、表示や計量が正しくされているか、店舗等への調査や指導を行っています。

■消費生活相談

- 仙台市内にお住まいか通勤通学している方を対象に相談を受け付けています。
- 「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってケガをした」「借金の返済で困っている」などの消費生活に関することについて相談できます。専門の相談員が解決に向けた助言や情報提供を行います。
- 困ったときはひとりで悩まず
消費生活相談ダイヤル **022-268-7867(なやむな)**
にお電話ください。



■くらしの情報提供

- **消費生活講座**: 消費生活に関する身近な話題をテーマに、専門の講師による講座を開催しています。
- **くらしのセミナー**: 地域や友人などのグループで消費生活に関する学習をしたいときに、無料で講師を派遣します。
- **消費者教育講座**: 仙台市内の学校を対象に、出前講座を行っています。
- **情報提供**: 仙台市ホームページ、メール配信サービス、情報コーナーなどで、情報提供を行っています。

■商品表示などの調査

● 食品表示調査

食品表示法に基づき、食品の品質に関する適正な表示が行われているか調査します。

● 商品量目検査

スーパー等で販売している主な食料品について、表記されている量に対して実際の内容量が適正か検査します。



ご存知ですか?「クーリング・オフ制度」

■クーリング・オフ制度とは?

電話勧誘販売や訪問販売など、特定の取引について、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間内であれば理由を問わず無条件で申し込みの撤回や契約を解除できる制度です。

◆クーリング・オフができる取引と期間(特定商取引法)

取引の種類	内 容	期間
訪問販売	訪問販売、キャッチセールス、催眠(SF)商法、アポイントメントセールス	8日間
電話勧誘販売	電話による勧説での契約	8日間
訪問購入	店舗以外の場所で、事業者が消費者から物品を買い取る契約	8日間
特定継続的役務提供	エステティック、美容医療、語学教室、学習塾 家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法、ネットワークビジネスなど	20日間
業務提供誘引販売取引	モニター商法、内職商法など	20日間

クーリング・オフの効果



- 既に支払った代金は返金されます。
- 違約金や損害賠償は請求されません。
- 商品の返却費用は販売会社が負担します。
- 工事などサービスの提供が開始あるいは完了していてもクーリング・オフできます。

※契約書又は申込書(法定書面)を受け取った日を1日目(起算日)として数えます。

※クーリング・オフができる取引は法律で定められているもののほか、事業者が約款で定めている場合もあります。

(保険契約、宅地建物取引、有料老人ホーム入居契約、電気通信サービスの契約など)

■クーリング・オフの方法は?

-必ず書面で通知します-

- ①契約を解除する旨を書面で通知します。
- ②必ず記入した書面の両面をコピーして、証拠として手元に保管します。
- ③書面は郵便局の窓口から「簡易書留」や「特定記録郵便」など、発信の記録が残る方法で送ります。

※クレジット契約をした場合は、信販(クレジット)会社にも同時に通知します。

※関係書類は5年間保管します。

□□□□□□□□

会社の住所

会社名 代表者様

簡易書留 又は 特定記録郵便

郵便局の窓口から出します

代金を支払ったり商品を受け取ったりしている場合に書き加えます

◆クーリング・オフ通知の書き方(例)

契約解除通知

契約年月日 ○○年○月○日
商品名(又は役務の内容) ○○○○○
契約金額 ○○○○○円
販売会社名 株式会社○○○□□営業所
担当者 ○○○○氏

上記の契約は解除します。
支払った代金○○○円を返金し、
商品を引き取ってください。

○○年○月○日
契約者住所 仙台市○○区○○○○○○○
契約者氏名 ○○○○

■クーリング・オフができないもの

- 通信販売で購入したもの(返品特約がない場合は、8日以内であれば消費者が送料を負担して返品できます。)
- 自分から店舗に出向いて購入したり、業者を呼んで購入したもの
- 健康食品や化粧品など政令で指定された消耗品を使用・消費したもの
- 3千円未満の現金取引など

※詳しくは消費生活センターへお問い合わせください。

期間を過ぎても、販売方法に一定の問題がある場合は契約を取り消しできる場合もあります。
あきらめずに消費生活センターに相談しましょう。

モバイルバッテリーによる事故が増えてます

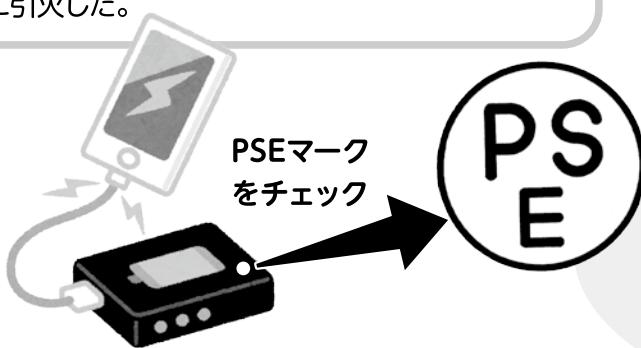
モバイルバッテリーは、スマートフォンやタブレット等に充電できる予備の電源として急速に普及してきました。軽量なため気軽に持ち運びができるますが、製品の不具合や誤った取扱いによる事故が増加しています。

【こんな事故がありました】

- ズボンのポケットにモバイルバッテリーを入れた状態で転倒したら、衝撃でバッテリーが異常発熱し、火傷した。
- リコール品と知らず充放電を繰り返すうちに内部ショートを起こし火災が発生した。
- モバイルバッテリーを充電しながら就寝していたところ、内部ショートが生じ、周囲の可燃物に引火した。

【事故を防ぐために】

- リコール品でないか確認する
- 充電中は使用しない
- コネクターなど端子が曲がったものは使用しない
- 製品本体に強い衝撃を加えない
- PSEマークが表示されているか確認する
- 就寝中などの充電時は周囲に可燃物を置かない



※使わなくなったバッテリーはリサイクル!

【PSEマークとは】

電気用品の事故を防ぐために施行された電気用品安全法(PSE)に基づく安全基準に適合した電気製品に表示するマークです。

モバイルバッテリーや電気製品を購入する際には、PSEマークを確認しましょう。

食中毒に注意しましょう!

6月から10月にかけては、気温が高いため、食中毒の原因となる細菌が繁殖しやすく、食中毒の起きやすい季節です。

次の3つのポイントに注意して、食中毒にならないように気をつけましょう。

食中毒を防ぐ3つのポイント

●食中毒菌を「つけない」

台所やまな板・包丁などの調理器具は清潔に保ちましょう。調理する前はもちろん、調理中もこまめに手を洗いましょう。

●食中毒菌を「ふやさない」

食品を買ってたら、すみやかに冷蔵庫で保存しましょう。温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食べましょう。

●食中毒菌を「やっつける」

食品は、中心部まで十分に加熱調理しましょう。残り物の温め直しも加熱を十分にしましょう。



※手洗いは二度洗いが効果的です。



SDGsってなあに?<Vol.4>



地球環境を守るために2030年までの国際目標を紹介します

目標14 海の豊かさを守ろう

「生命の源」と言われる海。この海が今、人間が出すごみや排水、有害な化学物質などによって汚染されています。2050年には海に捨てられるプラスチックごみの量が魚の量を上回ると予測されています。

プラスチックごみを食べた魚が死んだりするほか、魚の乱獲により漁業資源の枯渇も心配されています。海を守るために私たちができることを考えてみましょう。

たとえば、

- 海の汚染を減らすため、プラスチックごみを減らす。
- 米のとぎ汁などの生活排水は、植木の水やりに使うなどできるだけ再利用する。
- 海の資源や生態系を守る。

などに取り組むことが重要です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です



プラスチックごみを削減しよう!

ペットボトルや家庭用品、おもちゃや食品のトレイなど、身の回りにたくさんあるプラスチック製品。その分、ごみとして捨てられるプラスチックも多くなっています。

仙台市で平成30年度に集められたプラスチック製容器包装の量は12,633t。多くはリサイクルされますが、焼却処分すると石油を燃やすことになるため、地球温暖化への影響が懸念されます。

また、近年はマイクロプラスチックという5ミリ以下に粉碎されたプラスチックによる海洋汚染が問題になっています。ポイ捨てされたレジ袋やペットボトルなどが、側溝から川に流れ、やがて海に流れ込む間に太陽光と熱で劣化し、波や石などですり減ったり削られたりしてマイクロプラスチックになります。魚や鳥が食べ、食物連鎖により人間の体にも取り込まれる恐れがあります。



レジ袋からマイバックに

レジ袋の有料化が7月からスタートします。買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋を使わないことで、プラスチックごみの削減につながります。

一人ひとりが自分にできる、環境を守るための行動を実践ていきましょう！

契約トラブルなどで迷ったときや困ったときは、一人で悩まず早めにご相談ください。

仙台市消費生活
相談ダイヤル

な や む な
022-268-7867
いやや

または、消費者ホットライン「188」(局番不要)

月～金 9:00～17:00 (受付 16:30まで)

土 9:00～16:00 (受付 16:00まで)

※休館日：日曜・祝日・年末年始

対象 仙台市在住または通勤・通学している方

●仙台市消費生活センター

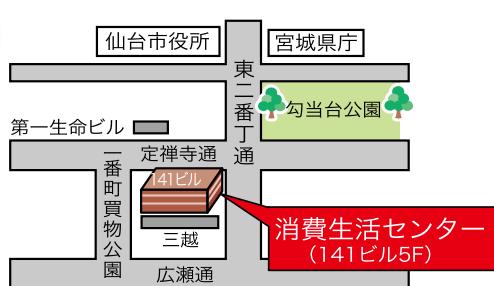
〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11番1号141ビル(三越定禅寺通り館)5階

TEL 022-268-7040 FAX 022-268-8309

E-mail sim004140@city.sendai.jp

ホームページ [仙台市消費生活センター](#)

検索



●バスご利用の方は 商工会議所前又は定禅寺通り市役所前下車 徒歩3分 (仙台駅からの所要時間約10分)
●地下鉄ご利用の方は 地下鉄南北線 勾当台公園駅下車 南1番出口より 地下道で連絡 (仙台駅からの所要時間約5分)